

特定開発事業に係る開発事業計画に対する意見書

縦覧している特定開発事業計画に対してご意見がある場合は、この用紙に記入して、下記の提出先まで提出してください。この用紙に記入しきれない場合などは、この用紙以外の用紙や資料を提出していただいても結構です。

なお、この意見書の提出は、「向日市まちづくり条例」第46条第1項の規定によるものであり、この意見書は向日市を経由して、特定開発事業者に送付されます。

住	所	
氏	名	
連	絡	先
開 発 事 業 計 画 の 概 要	開 発 事 業 者 名	
	開 発 事 業 区 域 の 位 置	向日市
	開 発 基 本 計 画 受 付 番 号	
	縦 覧 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
特定開発事業計画に対する意見		

<意見書の提出先及び提出方法>

この意見書は、

向日市 建設産業部 都市計画課 まちづくり指導係

〒617-8665 (住所不要) 電話番号 075-931-1111 内線271 まで、郵送又は持参ください。